

21 消安第 832 号
平成 21 年 4 月 23 日

動物検疫所長 殿

消費・安全局動物衛生課長

日本からアラブ首長国連邦向けに輸出される牛肉に添付される輸出検査証明書様式について（対ドバイ首長国）

標記については、平成 21 年 2 月 17 日付け事務連絡により通知しているところです。

今般、アラブ首長国連邦（UAE）のうちドバイ首長国との間で、別紙のとおり証明書様式について合意したので、日本からドバイ首長国向けに輸出される牛肉については、家畜伝染病予防法第 45 条第 3 項の規定に基づく輸出検疫証明書を交付するとともに、下記により適切に対応願いたい。

また、本件については、別添のとおり、厚生労働省が「対アラブ首長国連邦輸出牛肉を取り扱うと畜場等の選定等要領」（平成 21 年 2 月 18 日付け食安発第 0218001 号）を定め、都道府県宛に通知しているので、併せて周知願いたい。

参考として、国内のハラール証明機関から提示されたハラール証明書様式を添付したので申し添える。

記

- 1 証明書は英文で記載すること
- 2 と畜検査証明書と輸出検疫証明書が関連した証明書であることが分かるよう、と畜検査証明書の欄外追記欄及び輸出検疫証明書の備考欄に、ページ番号（ページ／総ページ）を付すこと
- 3 2 の書類はステープル留めすること

(別紙)

日本国農林水産省
輸出検疫証明書
EXPORT QUARANTINE CERTIFICATE
Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries, Japanese Government

検疫証明書番号
Certificate NO.

申請者住所
Name of applicant

発行年月日
Date of issue

氏名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)
Name (In case of juridical person, state its title and name of representative)

下記は、家畜伝染病予防法の規定に基づく検査の結果、家畜の伝染疾病の病原体をひろげるおそれがないことを証明する。

This is to certify that the undermentioned articles are free from any evidence of disseminating causative agent of any animal infectious disease in consequence of the inspection referred to the Domestic Animal Infectious Diseases Control Law.

物品の種類 Kind of article	
重量、個数又はこうり数 Weight, Nos, of package or container:	
商標 Trade Mark	
容器包装の種類 Kind of container or package	
荷送人住所氏名 Name and address of consignor	
荷受人住所氏名 Name and address of consignee	
とう載地及びとう載年月日 Date & place of shipment	
とう載船舶(航空機)名 Name of ship or flight	
検査実施年月日及びその状況 Date & condition of inspection	
備考 Remarks	It is certified that there has been no outbreak of Rinderpest since 1925, Foot & Mouth Disease since June. 2000 and Contagious Pleuro-Pneumonia of Cattle since 1942 in Japan.

農林水産省動物検疫所
Animal Quarantine Service

家畜防疫官
Animal Quarantine Officer

氏名
(Signature)

印
(Seal)

事 務 連 絡

平成 2 1 年 2 月 1 8 日

農林水産省消費・安全局動物衛生課 御中

厚生労働省医薬食品局

食品安全部監視安全課

対アラブ首長国連邦輸出食肉の取扱いについて

標記については、別添のとおり各都道府県知事、保健所設置市長あて通知
しましたので、業務の参考として送付します。

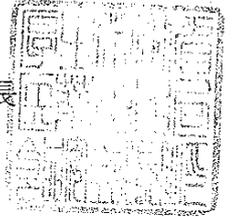


食安発第0218001号
平成21年2月18日



各 都 道 府 県 知 事 殿
保 健 所 設 置 市 長

厚生労働省医薬食品局食品安全部長



対アラブ首長国連邦輸出牛肉の取扱いについて

標記については、アラブ首長国連邦政府との協議の結果、別紙のとおり「対アラブ首長国連邦輸出牛肉を取り扱うと畜場等の選定等要領」（以下、「選定等要領」）を定めることとしたので、ご了知の上、関係業者に対する周知及び指導方願うとともに、選定等要領に基づく運営につき遺憾のないよう配慮願います。

(別紙)

対アラブ首長国連邦輸出牛肉を取り扱うと畜場等の選定等要領

1 目的

この要綱は、アラブ首長国連邦に輸出する牛肉（以下「対UAE輸出牛肉」という。）を取り扱うと畜場及び食肉処理場（以下「と畜場等」という。）の選定並びに衛生証明書発行の手続を定めるものである。

2 対UAE輸出牛肉を取り扱うと畜場等の選定手続について

- (1) ハラルと畜証明書発行機関により承認され、アラブ首長国連邦（以下「UAE」という）政府から牛肉輸出施設として登録されたと畜場等の設置者は、都道府県知事又は保健所設置市市長（以下「都道府県知事等」という。）に別紙様式1及び関係書類を添付して申し出る。
- (2) 都道府県知事等は、上記(1)の申出を受理したときは、次のア～エの条件に適合することを審査し、支障がないと認めたときは、その旨を当該申出者に通知するとともに、別紙様式2に証明書発行機関の公印及び契印を押印した別紙登録書等を添付して厚生労働省医薬食品局食品安全部長あて報告する。
 - ア UAE向けに牛肉輸出を行える施設として、UAE政府に登録されていること。
 - イ と畜場法（昭和28年法律第114号）第4条に基づく設置の許可又は食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条に基づく営業許可を有し、これらの関係法規を遵守していること
 - ウ 食肉処理場は、と畜場に併設され、とさつ・解体から分割まで一貫して行われていること
 - エ 本要領に基づいた輸出基準の遵守体制が備わっていること。
- (3) 厚生労働省が上記(2)の報告を受けた場合、証明書発行機関の公印及び契印をUAE政府に通知する。
- (4) なお、UAE政府に通知後、選定されたと畜場等（以下「選定と畜場等」という。）においてとさつ、解体及び分割され、かつ、食肉衛生証明書を添付された牛肉は、UAE政府により輸入が認められる。

3 対UAE輸出可能な牛肉

対UAE輸出牛肉は、30ヶ月齢未満の牛由来のものであり、かつ、とさつ、解体の過程で、せき髄、頭蓋、脳、目、三叉神経節、背根神経節、扁桃、腸及びせき柱が除去されていること。

4 対UAE輸出牛肉の食肉衛生証明書について

- (1) UAEに牛肉を輸出しようとする者は、当該牛肉処理を行った選定と畜場等を管轄する食肉衛生検査所（食肉衛生検査所を設置していない場合は、と畜検査を実施している保健所。以下「証明書発行食肉検査所」という。）に別紙様式3の食肉衛生証明書の発行を申請する。
- (2) 証明書発行食肉検査所は、証明しようとする牛肉が選定と畜場等で適切にとさつ、解体及び分割され、対UAE輸出が可能なものであること並びにハラルと畜証明書発行機関による証明がなされたものであることが確認できたものについて、食肉衛生証明書を発行する。
- (3) 食肉衛生証明書は、原本及び副本を申請者に発行するとともに、原本の写しを食肉

衛生検査所に保管すること。

(4) 未記入の証明書様式については、不正等を防止するため、必要枚数をその都度申請者に渡し、記録する等、都道府県市において、適切に管理すること。

(5) 発行した証明書及び関連書類は、証明書の発行の日から1年間保管すること。

5 選定と畜場等の除外等

(1) 都道府県知事等は、選定と畜場等について、2(2)の条件への不適合が認められた場合は、当該施設を選定と畜場等から除外し、又は改善がなされるまで当該施設からの対UAE輸出牛肉に対する衛生証明書の発給を停止する措置を採るものとする。

(2) 都道府県知事等は、上記(1)の措置を採った場合には、当該施設の設置者に対しその旨を通知するとともに、厚生労働省へ報告を行うこととする。

(別紙様式1 と畜場設置者申出様式)

年 月 日

都道府県知事
保健所設置市長 殿

申出者 住所
氏名 印
法人にあってはその所在地、名称、及び
代表者氏名

対アラブ首長国連邦輸出と畜場選定申出書

対アラブ首長国連邦輸出牛肉を取り扱うと畜場として、アラブ首長国連邦政府の登録を受けたので、下記により関係書類を添えて申出いたします。

記

- 1 と畜場の所在地及び名称
- 2 と畜場設置者名
- 3 添付書類
(別紙のとおり)

(別紙)

- 1 牛肉輸出施設として、アラブ首長国連邦政府から登録されたことを証する書類
- 2 と畜場の現状が確認できる書類（施設の名称及び住所、設置者の氏名及び住所、設立年月日、従業員数、と畜場の組織及び責任体制等）
- 3 と畜場の平面図
- 4 今後の輸出計画
- 5 輸出基準に適合した牛肉を輸出するための区分管理等の手順書
- 6 冷凍冷蔵施設の面積及び保管能力

(別紙様式1 食肉処理場設置者申出様式)

年 月 日

都道府県知事
保健所設置市長 殿

申出者 住所
氏名 印
法人にあつてはその名称、所在地、及び
代表者氏名

対アラブ首長国連邦輸出食肉処理場選定申出書

対アラブ首長国連邦輸出牛肉を取り扱う食肉処理場としてアラブ首長国連邦政府の登録を受けたので、関係書類を添えて申出いたします。

記

- 1 食肉処理場の所在地及び名称
- 2 営業者氏名
- 3 添付書類
(別紙のとおり)

(別紙)

- 1 牛肉輸出施設として、アラブ首長国連邦政府から登録されたことを証する書類
- 2 食肉処理場の現状が確認できる書類（食肉処理場の名称及び住所、営業者の氏名及び住所、設立年月日、従業員数、食肉処理場の組織及び責任体制、生産能力等）
- 3 食肉処理場の平面図
- 4 輸出基準に適合した牛肉を輸出するための区分管理等の手順書
- 5 冷凍冷蔵施設の面積及び保管能力

(別紙様式2 都道府県市報告様式)

年 月 日

厚生労働省医薬食品局食品安全部長 殿

都道府県知事市長名

対アラブ首長国連邦輸出牛肉を取り扱うと畜場等の選定について

下記の施設について、と畜場及び食肉処理場設置者から対アラブ首長国連邦輸出牛肉取扱い施設としての選定を受けたいとの申し出があり、内容を審査したところ差し支えないものと思料されるので、報告いたします。

記

- 1 と畜場及び食肉処理場の名称及び所在地
- 2 設置者及び営業者の氏名及び住所（法人の場合はその名称及び所在地）
- 3 添付書類（別紙登録書、別紙様式3の見本（公印及び契印押印済み））

(別紙登録書)

対アラブ首長国連邦輸出牛肉を取り扱うと畜場及び食肉処理場

都道府県、政令市または特別区 Prefecture, City or the District	公 印 Official Stamp	契 印 Tally
(和)	S T A M P I	S A L L Y
(英)		
証 明 書 発 行 機 関 Issuing Authority		
(和)		
(英)		

(選定と畜場) Slaughterhouse

名 称 Name
(和)
(英)
所在地 Address
(和)
(英)

(選定食肉処理場) Cutting plant

名 称 Name
(和)
(英)
所在地 Address
(和)
(英)



Japan Islamic Trust جمعية الوقف الإسلامي باليابان

宗) 日本イスラーム文化センター

〒170-0005 東京都豊島区南大塚 3-42-7

Masjid Otsuka Bldg. 3-42-7 Minami Otsuka Toshima-Ku Tokyo 170-0005

Tel: 03-3971-5631 Fax: 03-5950-6310 E-mail: info@jittokyo.jp www.jittokyo.jp

Halal Certificate

Halal Certification Committee of Japan Islamic Trust, Tokyo, Japan certifies that the under mentioned consignment of meat has been slaughtered according to Islamic Rites, in the presence and under direct supervision of its authorized representative appointed in the area indicated below. Accordingly, this meat is HALAL and suitable for consumption by Muslims in any part of the world. In confirmation thereof, each meat packing is affixed with the Halal Seal of the authorized representative of this committee.

Adequate precautions were taken to prevent contamination of this meat with non-halal meat and the slaughtering process has been completed in a place where slaughtering and processing of pig and pig meat is prohibited.

Consignment Details

Description and Quantity:

Net Weight:

Gross Weight:

Slaughtering Dates:

Producing Date:

Expiry Date:

Slaughtering House/ Meat Works:

Producing Company:

Ship/Airline:

Voyage No. /Flight No.:

Loading Port:

Port of Destination:

Name of Importer:

Name of Exporter:

HALAL CERTIFICATION COMMITTEE

Certificate No.:

Date:

Signature & Seal of Chairman

ISLAMIC CENTER – JAPAN (Registered)
1-16-11, OHARA, SETAGAYA-KU, TOKYO 156-0041
TEL: +81-3-3460-6169 FAX: +81-3-3460-6105
E-Mail: info@islamcenter.or.jp
URL: http://islamcenter.or.jp



宗教法人 イスラミックセンター・ジャパン
〒156-0041 東京都世田谷区大原 1-16-11
TEL: +81-3-3460-6169 FAX: +81-3-3460-6105
電子メール: info@islamcenter.or.jp
ホームページ: http://islamcenter.or.jp

H/ICJ/ [REDACTED] /1/2009

شهادة ذبح حلال

يشهد المركز الإسلامي في اليابان بأن شركة [REDACTED] -
اليابان، قد قامت بذبح البقرة أدناه على يد مسلم في مسلخ [REDACTED]
" [REDACTED] وذلك طبقا للشريعة الإسلامية، وكذلك عدم ملامسة
الذبيحة لغيرها من اللحوم الغير حلال.

[REDACTED] رقم البقرة :
[REDACTED] وزن البقرة :
[REDACTED] وزن اللحم :
[REDACTED] تاريخ الذبح :
[REDACTED] تاريخ إصدار الشهادة :

S.R. Khan
سليم الرحمن خان

المشرف :

مدير الدعوة في المركز الإسلامي في اليابان

Halal Slaughter Certificate

Islamic Center-Japan is to certify that [REDACTED], [REDACTED]
-Japan have slaughtered the following Cow by a Muslim in the
slaughter house of "[REDACTED]"
according to Islamic Shariah and Halal meat did not touch the
non Halal meat.

Cow No. [REDACTED]
Weight of Cow: [REDACTED]
Weight of meat: [REDACTED]
Date of Slaughter: [REDACTED]
Date of Issue of Halal Certificate: [REDACTED]

Supervisor:

S.R. Khan
Dr. Salimur Rahman Khan
Director of Dawa'h, Islamic Center-Japan

